

2018年度
織商連PL団体保険のご案内
(生産物賠償責任保険)

日本織物中央卸商業組合連合会

1. 保険契約者 日本織物中央卸商業組合連合会

この保険は日本織物中央卸商業組合連合会が保険契約者となる団体契約です。ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◇申込人	日本織物中央卸商業組合連合会傘下組合の所属企業に限ります。
◇記名被保険者	日本織物中央卸商業組合連合会傘下組合の所属企業に限ります。

*販売子会社、製造子会社等については、別途保険料をお支払いいただいたうえで被保険者に追加することができますのでご相談ください。

*以下の製品がある場合は別途ご連絡頂ければ対象製品に入れることができます。

- ・会員会社が製造または輸入する製品
- ・織物・ニット・雑貨類以外の製品

4. 保険期間 2018年7月1日午後4時より2019年7月1日午後4時まで1年間

5. 保険適用地域 日本国内（日本国内で発生した事故が対象となります。）

6. **支払限度額** 支払限度額は、身体障害、財物損壊共通の1事故の支払限度額です。また、同時にこの支払限度額は、保険期間中の総支払限度額になります。

次の3通りの中からご選択下さい。

- | | | |
|-----|----------------------|-----|
| ◎A. | 身体障害・財物損壊共通1年間の支払限度額 | 1億円 |
| ◎B. | 〃 | 2億円 |
| ◎C. | 〃 | 3億円 |

7. 免責金額 1万円（1事故につき）

8. 保険の申込 新規申込の場合は『加入申込票』、更新手続の場合は、『更新手続提出書』に必要事項をご記入のうえ、指定期日までに連合会事務局あてご郵送またはFAXにてご返送ください。
追って保険料をご案内させていただきます。

9. その他 保険期間中途においても保険加入はできます。その場合お申込み頂いた日の属する翌月の初日を始期、2019年7月1日を終期とし、月割にて算出した保険料をお支払いいただきます。

10. 引受保険会社および代理店

取扱代理店: 株式会社 J I C (担当: 木住野 (きしの)・杉山・重富
TEL: 03-5829-4791 FAX: 03-5829-4792

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社
東京南支店・第三支社（担当：嶋居・松井）
TEL：03-5299-7663 FAX：03-3278-3789

11. お問い合わせ・ご質問等連絡先

日本織物中央卸商業組合連合会 (担当) 鶴飼
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-9-6
TEL: 03-3663-2101 FAX: 03-3661-5430

年間売上高 \ 支払限度額	1 億円	2 億円	3 億円
50,000 千円	2,750	3,570	3,910
1 億円	5,490	7,140	7,820
2 億円	10,980	14,270	15,630
3 億円	14,000	18,200	19,930
5 億円	20,040	26,040	28,540
10 億円	28,550	37,110	40,650
20 億円	42,830	55,670	60,970
30 億円	57,100	74,220	81,290
40 億円	64,780	84,210	92,240
50 億円	72,470	94,200	103,180
60 億円	80,160	104,200	114,120
70 億円	87,850	114,190	125,060
80 億円	95,530	124,180	136,010
90 億円	101,030	131,320	143,830
100 億円	106,520	138,450	151,650

* 保険料は『加入申込票』に記入された最近の決算期の売上高(千円単位)および製造・輸入の有無、繊維・雑貨以外の製品の有無等に応じ、個別に算出致します。

- ・ 支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。法律上の損害賠償金のみならず、争訟費用等を含めた全ての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。
- ・ この保険契約では、ご加入時に「把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績数値」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

○ご加入の際には、保険料を算出（確定）するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。

○新設法人等で、契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績がない場合は、ご加入時における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。この際、「事業計画値」を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、保険契約終了後に実際の売上高をご通知いただく必要はありません。

この保険の特色と概要

1. この保険の特色と対象となる損害

(1)この保険の特色

- ①保険金は、被保険者である企業に支払われます。
 - ②対象製品の製造日、販売日にかかわらず初年度契約の保険期間始期日（遡及日）以後に事故^(注)が発生し、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に保険金をお支払いいたします。
- (注)事故日は被害者が身体障害・財物損壊を負った時点をいいます。

(2)保険金をお支払いする主な場合

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が製造または販売した製品に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、

保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

＜【損害賠償請求ベース】遡及日の設定にご注意ください。＞

この保険契約は「損害賠償請求ベース」です。

保険金のお支払対象となる損害は、加入者証記載の「遡及日」以降に発生した事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が提起された場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。

2. お支払いの対象となる損害

損害の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から⑥までの保険金について、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

3. 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

＜普通保険約款でお支払いしない主な場合＞

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が、所有、使用または管理する財物を、滅失、破損または汚損した場合において、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾（じょう）、労働争議に起因する損害賠償責任

- 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用または一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）等

＜賠償責任保険追加特約(自動セット)でお支払いしない主な場合＞

- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - ◇石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵（じん））の人体への摂取または吸引
 - ◇石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
 - ◇石綿等の飛散または拡散

＜特別約款でお支払いしない主な場合＞

- 生産物の欠陥に起因するその生産物の滅失、破損または汚損自体（生産物の一部の欠陥によるその生産物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。）に対する損害（使用不能または修補に起因する損害を含みます。）
- 仕事の欠陥に起因する仕事の目的物の滅失、破損または汚損自体（仕事の目的物の一部の欠陥による仕事の目的物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。）に対する損害（使用不能または修補に起因する損害を含みます。）
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害
- 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材に起因する損害
- 保険期間前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害
- 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について講じるべき回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）を、被保険者が正当な理由なく怠ったときの、以後発生する同一の原因に基づく損害
- 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物（生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。）の回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）に要する費用（被保険者が支出したと否とにかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否とを問いません。）およびそれらの回収措置に起因する損害
- 生産物が成分、原材料または部品等として使用された（生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおりに使用されたときを含みます。）財物（完成品。以下同様です。）が、滅失、破損または汚損したことに起因する損害。
ただし、完成品の損壊に起因して、完成品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。
- 生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次のいずれかに該当する損害
 - ◇製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物（製造品・加工品。以下同様です。）が損壊したことに起因する損害
 - ◇製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害。
ただし、製造品・加工品の損壊に起因して、製造品・加工品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。
- 生産物または仕事の結果が、所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電氣的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する損害は除きます。
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。
- 保険の対象が医薬品等、医薬品等の製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害
- L P ガス販売業務の結果に起因する損害 等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4. 事故発生時などの対応について

- (1)損害賠償請求がなされた場合の引受保険会社へのご連絡等
損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、直ちに取扱代理店または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

○損害賠償請求を最初に知った時の状況 ○申し立てられている行為 ○原因となる事実

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く
0120-258-189 (無料)へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。

- (2)保険金のご請求時にご提出いただく書類
被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。
- ※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。
- ※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

- (注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。
- (注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（３年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(3)この保険では保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行うサービスはございませんが、幅広く以下のような事故対応のお手伝いを致します。

（具体例）

①事故対応全般にわたる専門的アドバイス、ノウハウ提供

事 故 発 生 時 被害者のお見舞い時には、後日責任の有無、損害賠償額の打合せをすることとして、安易に責任を認めることなく「お見舞い」を強調する。お見舞い時、あるいは出来るだけ早い段階に次の事項を確認する。

●事故原因の詳細 ⇒ ユーザーの使用ミスはなかったか

他社製品の介在、施工業者のミスはなかったか

●損害状況の把握 ⇒ 写真撮影、図面作成等

*被害が大きく、把握が困難な場合は損害鑑定人を引受保険会社より派遣します。

賠償責任の有無の判断 事故原因が製品の欠陥によるものかどうか、ユーザー・第三者の責任はなかったかどうか、欠陥と事故の因果関係等について引受保険会社からのコメントを作成します。

損害額の確定・算定 被害者より提出された損害請求が妥当なものであるかどうか、引受保険会社からのコメントを作成します。

②示談への援助・支援

被害者と最終的な賠償額(示談金・和解金を含む)を決定される際、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようにご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

③保険会社顧問弁護士の活用・紹介

事故の規模が大きい場合、被害者との交渉・訴訟が困難な場合等については引受保険会社にご相談ください。保険会社顧問弁護士より意見・指導等致します。また、被保険者と引受保険会社のご相談のうえ、必要であれば訴訟に対応する保険会社顧問弁護士をご紹介します。なお、弁護士費用(訴訟費用を含む)は保険でカバーされます。

5. 事故発生時の当連合会の対応について

当連合会は団体保険斡旋、紹介、加入申込票の取りまとめ、団体加入手続および保険料の集金だけを行います。したがって、団体生産物賠償責任保険制度加入後、訴訟などのトラブルが起きた場合の損害賠償請求者との対応はご加入された会員会社と引受保険会社の間で行っていただき、当連合会としては関与いたしませんのでご承知おきください。

6. 保険会社が経営破綻した場合等のお取扱いについて

＜保険会社破綻時等の取扱い＞

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。
- 補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

7. 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋
上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

8. その他

- (1)ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- (2)取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- (3)申込人と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合は、この書面に記載の事項につき、被保険者にも必ずご説明ください。
- (4)ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

2015年10月1日以降始期契約用

生産物賠償責任保険 をご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明

この書面では生産物賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約(特別約款を含みます。以下同様とします。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
生産物賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 保険法の適用に関する特約 (自動セット) 賠償責任保険追加特約 (自動セット) + 生産物特別約 + 保険料確定特約 + 損害賠償請求ベース特約 + 費用内払い特約

(2)補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
生産物賠償責任保険	加入申込票 ^(注) の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合

「2018年度織商連PL団体保険のご案内」の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

■お支払いの対象となる損害

「2018年度織商連PL団体保険のご案内」の「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「2018年度織商連PL団体保険のご案内」の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(4)保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、「2018年度織商連PL団体保険のご案内」または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(5)支払限度額等

「2018年度織商連PL団体保険のご案内」をご参照ください。

2. 保険料

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、「2017年度織商連PL団体保険のご案内」または加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

3. 保険料の払込方法について

「2018年度織商連PL団体保険のご案内」をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。**【注意喚起情報のご説明】**の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、日本織物中央卸商業組合連合会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(告知義務—加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)

加入申込票(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象(施設、業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合は、第1回分割保険料)は「2018年度織商連PL団体保険のご案内」記載の方法により払込みください。記載の方法により保険料を払込みいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「2018年度織商連PL団体保険のご案内」をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

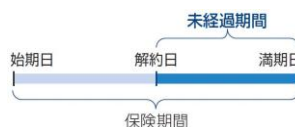
特にご注意ください

保険料は、「2018年度織商連PL団体保険のご案内」記載の方法により払込みください。「2018年度織商連PL団体保険のご案内」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社へ速やかにお申し出ください。

- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分よりも少なくなります。



たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

- ご解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

「2018年度織商連PL団体保険のご案内」をご参照ください。

8. 取扱代理店の権限

「2018年度織商連PL団体保険のご案内」をご参照ください。

9. 個人情報の取扱い

「2018年度織商連PL団体保険のご案内」をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

取扱代理店 株式会社 JIC
〒101-0031 東京都千代田区東神田1丁目9-8 ミュキビル6階
TEL: 03-5829-4791 FAX: 03-5829-4792

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

【受付時間】 平日 9:00~20:00
土日・祝日 9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808[ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15~17:00
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

